平成２８年（フ）第２８８号
岡山市東区金岡西町436番地８
債務者　山下　智広
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０号
大分県国東市安岐町糸永2907番地
債務者　平山　哲也
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第５８５３号
東京都板橋区氷川町19―８―202
債務者　笹本　貴大
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８５４号
東京都狛江市和泉本町１丁目33―13―202
債務者　住谷　　薫（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８５６号
東京都葛飾区立石５丁目19―２―303
債務者　久保村喜久
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４１号
東京都立川市羽衣町２丁目２番13号
債務者　小谷　貴臣
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７０６号
東京都小金井市梶野町３丁目13番14号リーゼンハウスＢ102
債務者　猪野　正明
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１号
栃木県大田原市下石上1297番地
債務者　菊地　和博
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月20日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第３８号
栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地
債務者　紺野　敬子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月20日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第８０号
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦21番地11、前住所長崎県平戸市岩の上町103番地　メゾン・ド・ソレイユＢ101号
債務者　三徳屋　仁
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
長崎県佐世保市棚方町424番地125
債務者　吉行　裕介
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
長崎県佐世保市大潟町498番地、前住所長崎県佐世保市白岳町774番地
債務者　牧山　晴美
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
栃木県大田原市薄葉1921番地１、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字上稲毛田1105番地
債務者　植竹　直道（旧姓矢口）
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第７０９号
東京都国立市富士見台１丁目14番地の５富士見台コーポ103
債務者　長部真希子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５５８号
東京都八王子市八木町５番１―702号
債務者　岡部　愛依（旧名聖子）
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部